入札公告等の概要（参考）

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧下さい。

<table>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td>警視庁第二機動隊（２２）建築改修その他工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事種別</td><td>建築工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所（都県）</td><td>東京都</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所（市区町村）</td><td>江戸川区臨海町１丁目２－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事概要</td><td>敷地面積　　１０，３００m2
１）待機所
構　　造：鉄筋コンクリート造　地上４階　地下１階
建築面積：　約１，４２０m2
延べ面積：　約４，８８０m2
用　　途：寄宿舎
工事内容：内装改修、建具改修、電気設備改修、機械設備改修、植栽工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当事務所</td><td>東京第二営繕事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">公告日／期限日／開札日</td><td>R4.5.27　／　R4.6.13　／　R4.7.1</td></tr>
<tr><td colspan="2">工　期</td><td>契約締結の翌日から令和５年３月 30 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札契約方式／落札方式</td><td>一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">競争参加資格要件の概要</td><td>等級（ランク）</td><td>建築工事Ｃ等級又はＢ等級</td></tr>
<tr><td>本店・支店・営業所の所在地</td><td>関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。</td></tr>
<tr><td>企業の施工実績等</td><td>平成１９年４月１日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））
（ア）　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の内装改修を含む工事
（イ）　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外装、内装の全てを含む。）の新築又は増築工事
ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。
上記（ア）又は（イ）のいずれかの実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書</td></tr>
</table>

		の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。 　経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。 複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。 １）主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。 　監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。 ２）１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア）　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の内装改修を含む工事 （イ）　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外装、内装の全てを含む。）の新築又は増築工事 　ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。 　当該工事経験が平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。 　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定の主任（監理）技術者が上記（ア）又は（イ）のいずれかの工事経験を有していればよい。なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。 ３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 ４）配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。